

「令和8年度消費者教育コーディネーター育成講座業務委託」 企画提案（プロポーザル）募集要項

1 事業の目的

この業務は、消費生活及び消費者教育に関する知識の習得を図るために実施する講座について、消費者問題と消費者教育に関する知識と識見を有し、動画による講座実施のための技術やノウハウを有している法人に業務を委託することにより、地域等において消費者教育コーディネーター*の役割を担える人材を育成し、もって県の消費者教育を推進することを目的とします。

※消費者教育コーディネーター

地域の消費者問題に精通し、啓発活動等に取り組む者で、市町村・学校・消費者団体・事業者・事業団体・大学等消費者教育を担う多様な主体が連携・協働して効果的な消費者教育を行えるよう、間に立って調整する役割を担う者

2 実施方法

受託を希望する法人から企画提案を募り、選考等を経て1法人を決定し、業務委託として実施します。

3 応募資格

この事業に応募できる法人は、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、民間企業及びNPO法人等で、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限までに、千葉県の物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されていること。
- (3) 応募の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 応募の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (5) 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有すること。
- (6) 消費生活・消費者教育に関する講座及び動画による講座実施について実績があること。
- (7) 定款又は規約等を有し、責任者が明確であること。
- (8) 県内又は近隣都県に事務所を有すること。
- (9) 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。
- (10) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目

的とした法人ではないこと。

(1 1) 次に掲げるいずれにも該当しない者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつて、次のいずれかに該当する者

ア 法人の役員等（役員又は事業所の代表者、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオのいずれかの依頼を受けて応募しようとする者

4 委託業務の概要

(1) 業務名 「令和 8 年度市町村等消費者教育コーディネーター育成講座業務委託」

(2) 業務内容 別添「『令和 8 年度市町村等消費者教育コーディネーター育成講座業務委託』仕様書」のとおり

(3) 委託金額の上限 4, 919, 376 円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 業務期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日（月）まで

5 応募方法（企画提案書の提出）等

(1) 応募提出書類

以下の書類を正本 1 部、副本 6 部（コピー可）提出してください。

ア「令和 8 年度消費者教育コーディネーター育成講座業務委託」企画提案（プロポーザル）応募書（様式第 1 号から第 6 号）

イ 応募資格誓約書兼確認書（様式第 7 号）

ウ 役員等名簿（様式第 8 号）

エ 定款、寄附行為又はこれらに類する書類

オ 法人登記事項証明書（応募の日から 6 か月以内に発行されたもの）

カ 最近 1 年間の収支計算書及び貸借対照表

キ 法人の概要等が記載されたパンフレットなど

(2) 提出先及び提出方法

ア 提出先

千葉県消費者センター

「消費者教育コーディネーター育成講座業務委託」担当宛て

〒273-0014 千葉県船橋市高瀬町 66-18

電 話 047-431-3811

イ 提出方法

郵送の場合は、提出期限の午後5時までに必着するよう提出願います。

持参の場合は、午前9時から午後5時までに提出願います。

(日曜日、祝祭日を除く)

ウ 提出期限 令和8年7月31日(金)

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本件に関する質問は、すべて別紙「質問書」により行うものとし、「11 問い合わせ及び連絡先」にメールにて提出してください。

なお、電話による質問には回答いたしません。

また、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けません。

(2) 提出期限

令和8年7月17日(金) 午後5時[必着]

(3) 回答

受け付けた質問には、その都度メールにより回答します。また、(2)の期限後に、受け付けた質問と回答をホームページに掲載します。

7 選考方法

(1) 資格の確認

応募書類の提出後に、千葉県消費者センターにおいて、参加資格の適否について確認を行います。確認の結果、参加資格がないと認められた者に対しては、その旨及び委員会で審査を行わないことを文書で通知します。

(2) 審査

別に設置する「令和8年度消費者教育コーディネーター育成講座業務委託受託者選考審査委員会」において、企画提案応募書・応募法人によるプレゼンテーションについて、別紙評価項目及び評価基準により審査し、委託候補法人を選定します。

なお、応募多数の場合は、選考審査委員会の前に事務局により書類選考を行う場合があります。

(3) プレゼンテーションは、次のとおり予定しています。

日 時 令和8年 8月下旬頃

場 所 対面あるいはインターネットビデオ通話サービスを利用して実施します。

なお、実施方法の詳細は別途連絡します。

(4) 選考結果については、応募法人へ文書で通知します。

8 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 本要項に適合しない書類を作成し、提出したとき。
- (4) 虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (6) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (7) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (8) 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- (9) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文書の誤脱、または認識しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき。
- (10) 第三者の有する著作権、意匠権その他知的財産権を侵害し、または侵害するおそれがあると認められるとき。
- (11) 上に掲げるもののほか、提出書類の重大な記載不備等により県が無効であると判断したとき。

9 委託契約

県は、企画提案に基づき委託候補法人と委託業務に係る具体的な講座科目・内容や運営方法等について協議を行い、この結果、県と委託候補法人との間で委託事業内容及び委託金額について合意に達した場合に、委託契約を締結します。

(1) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月15日(月)まで

(2) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たっては、協議の上、企画提案内容の一部を変更させていただく場合があります。

イ 契約に当たっては、千葉県財務規則(以下「規則」という。)第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要です。ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがあります。

ウ 委託費の支払いについては、原則として精算払とします。

エ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできません。ただし、事前に県の承諾を得た上で、委託業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

オ 本業務で得た成果品に関する権利は、全て県に帰属します。

カ 本業務を遂行する上で知り得た情報については、県の承認を得ることなく第三者に漏らしてはいけません。

10 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提案及び契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。
なお、書類の使用目的は、県庁内及び選考審査委員会での検討に限ります。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (5) この提案に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (6) 受託後の注意事項
 - ア 県は、本委託業務の実施状況について、必要に応じて受託法人に説明及び報告を求め、又はこれに関する帳簿その他関係書類を閲覧・調査することがあります。
 - イ 県は、受託法人がこの業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することがあります。
 - ウ 本委託業務の実施に当たっては、県と十分協議を行いながら、業務を遂行するものとします。なお、事業内容については、変更・修正する場合があります。
また、協議により県から指示があった場合には、その指示に従い業務を実施していただきます。
 - エ 受託法人及び事務従事者は、個人情報等の業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけません。

11 問い合わせ及び連絡先

千葉県消費者センター

「令和8年度消費者教育コーディネーター育成講座」業務委託担当

〒273-0014

千葉県船橋市高瀬町66-18

電話：047-431-3811

Eメール：consumer02@mz.pref.chiba.lg.jp